

別紙（新旧対照表）

新（変更後）	旧（変更前）
<p style="text-align: center;">構造改革特別区域計画</p> <p>1.～5.（略）</p> <p>6. 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>(1)IT技術者育成の促進</p> <p>IT関連の産業は、我が国産業の根幹を担うものであり、今後も高い成長が見込まれる産業分野である。その一方、ソフトウェア開発やプログラミングなどといった単純作業は、インドを代表とするIT新興国など人件費が比較的安い地域に外注する企業も増えてきている。すなわち、IT関連産業でも「産業の空洞化」が進行しつつあるのが現状である。</p> <p>このような状況下においては、当然、数量的な意味でIT人材を育成することも必要ではあるが、それだけに留まらず、より高度な技能を備えた人材を育成することで競争力の向上を図ることも必要と考えられる。特にシステム設計などといった高度技術が要求される作業では、専門性に富んだ技術者が求められるのは言うまでもないことである。すなわち、今後のIT関連産業の発展はより高度な技術者を如何に育成できるかといったことが重要になってくる。</p> <p>(2)国家試験の受験者の増加、合格率の向上</p> <p>情報処理技術者試験については、企業や大学等からも高い評価を得ており、優遇制度が設けられるなど就職や進学に有利とされていることから、個々の職業能力の開発においても広く活用されている。また、本特例措置に基づく講座開設事業を予定する上田情報ビジネス専門学校においては、情報処理技術者の効果的な育成を図るための教育内容の整備がさらに進められることから、当該試験の合格率及び合格者数の増加は十分に期待できる。</p> <p>そこで、上田情報ビジネス専門学校と連携し、若者のIT関連能力の開発、当該国家試験の合格者を増加させ、長野県の受験者数、合格者数、合格率の向上に寄与することを旨とし、IT産業の裾野を拡大することに積極的に取り組んでいく。</p>	<p style="text-align: center;">構造改革特別区域計画</p> <p>1.～5.（略）</p> <p>6. 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>(1)IT技術者育成の促進</p> <p>IT関連の産業は、我が国産業の根幹を担うものであり、今後も高い成長が見込まれる産業分野である。その一方、ソフトウェア開発やプログラミングなどといった単純作業は、インドを代表とするIT新興国など人件費が比較的安い地域に外注する企業も増えてきている。すなわち、IT関連産業でも「産業の空洞化」が進行しつつあるのが現状である。</p> <p>このような状況下においては、当然、数量的な意味でIT人材を育成することも必要ではあるが、それだけに留まらず、より高度な技能を備えた人材を育成することで競争力の向上を図ることも必要と考えられる。特にシステム設計などといった高度技術が要求される作業では、専門性に富んだ技術者が求められるのは言うまでもないことである。すなわち、今後のIT関連産業の発展はより高度な技術者を如何に育成できるかといったことが重要になってくる。</p> <p>(2)国家試験の受験者の増加、合格率の向上</p> <p>情報処理技術者試験については、企業や大学等からも高い評価を得ており、優遇制度が設けられるなど就職や進学に有利とされていることから、個々の職業能力の開発においても広く活用されている。また、本特例措置に基づく講座開設事業を予定する上田情報ビジネス専門学校においては、情報処理技術者の効果的な育成を図るための教育内容の整備がさらに進められることから、当該試験の合格率及び合格者数の増加は十分に期待できる。</p> <p>そこで、上田情報ビジネス専門学校と連携し、若者のIT関連能力の開発、当該国家試験の合格者を増加させ、長野県の受験者数、合格者数、合格率の向上に寄与することを旨とし、IT産業の裾野を拡大することに積極的に取り組んでいく。</p>

別紙（新旧対照表）

新（変更後）					旧（変更前）				
〔長野県の基本情報技術者試験及び初級システムアドミニストラータ試験の合格状況〕					〔長野県の基本情報技術者試験及び初級システムアドミニストラータ試験の合格状況〕				
長野県内	平成 17 年度		平成 18 年度		長野県内	平成 16 年度		平成 17 年度	
	基本情報技術	初級シスアド	基本情報技術	初級シスアド		基本情報技術	初級シスアド	基本情報技術	初級シスアド
受験者数	1,109	1,640	1,050	1,315	受験者数	1,271	1,897	1,109	1,640
合格者数	141	462	233	362	合格者数	211	515	141	462
合格率	12.7%	28.2%	22.2%	27.5%	合格率	16.6%	27.1%	12.7%	28.2%
〔上田情報ビジネス専門学校の基本情報技術者試験及び初級システムアドミニストラータ試験の合格状況〕					〔上田情報ビジネス専門学校の基本情報技術者試験及び初級システムアドミニストラータ試験の合格状況〕				
上田情報ビジネス専門学校	平成 17 年度		平成 18 年度		上田情報ビジネス専門学校	平成 16 年度		平成 17 年度	
	基本情報技術	初級シスアド	基本情報技術	初級シスアド		基本情報技術	初級シスアド	基本情報技術	初級シスアド
受験者数	53	109	58	73	受験者数	67	74	53	109
合格者数	9	21	12	9	合格者数	4	12	9	21
合格率	17.0%	19.3%	20.7%	12.3%	合格率	6.0%	16.2%	17.0%	19.3%
<p>本市では、市町村合併にあたり合併後の新市の将来像を示す「<u>新生上田市建設計画</u>」において、「<u>新産業・新技術の開発促進</u>」として、企業の人材育成の促進、技術力の一層の向上や質の高い労働力の確保などを目標に掲げている。さらに現在策定中の「<u>上田市総合計画</u>」においても、<u>地域を担う高度人材の育成は新産業・技術の開発促進にあたっての重要な課題と位置付けられる見込</u>である。このことから本特区の目標とするIT人材の裾野の拡大は、これら計画の新産業、新技術の開発を支える人材育成に大きく寄与するものと考えられる。</p> <p>特に、本特例措置に基づく講座開設事業を実施することで、<u>検取得者も増加することから、国際競争力に秀でた高度なIT技術者の養成も強化されると期待できる</u>。加えて、これまで培ってきた上田情報ビジネス専門学校の特色ある教育の効果も考えれば、この特例措置に基づく講座を開設することは、まさに「<u>就職力</u>」を備えた有望な人材を送り出していくことにも繋がると考えられる。</p> <p>そして、増加したこれらの有望なIT人材が地域企業で就業するようになり、あるいはITを利用して起業を志す者となり、最終的には地域産業の振興へと繋がるものとも考</p>					<p>本市では第三次上田市総合計画（平成8年度から平成17年度）の将来像に掲げられている「<u>創造・活力・ときめきのまち 上田～学術研究都市をめざして～</u>」という将来像の実現において新たな産業の育成を目指しているほか、新生「<u>上田市</u>」建設計画には、「<u>新産業・新技術の開発促進</u>」として、企業の人材育成の促進、技術力の一層の向上や質の高い労働力の確保などを目標に掲げている。本特区の目標とするIT人材の裾野の拡大は、これら計画の新産業、新技術の開発を支える人材育成に大きく寄与するものと考えられる。</p> <p>特に、本特例措置に基づく講座開設事業を実施することで、<u>国際インターネット資格であるCIW取得者も増加することから、国際競争力に秀でた高度なIT技術者の養成も強化されると期待できる</u>。加えて、これまで培ってきた上田情報ビジネス専門学校の特色ある教育の効果も考えれば、この特例措置に基づく講座を開設することは、まさに「<u>就職力</u>」を備えた有望な人材を送り出していくことにも繋がると考えられる。</p> <p>そして、増加したこれらの有望なIT人材が地域企業で就業するようになり、あるいはITを利用して起業を志す者となり、最終的には地域産業の振興へと繋がるものとも考</p>				

別紙（新旧対照表）

新（変更後）	旧（変更前）
<p>えられる。</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 特定事業の名称</p> <ul style="list-style-type: none">・修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業(1131(1143,1145))・修了者に対する基本情報処理技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業(1132(1144,1446)) <p>9. (略)</p>	<p>えられる。</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 特定事業の名称</p> <ul style="list-style-type: none">・修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業(1131(1143))・修了者に対する基本情報処理技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業(1132(1144)) <p>9. (略)</p>

別紙（新旧対照表）

新（変更後）	旧（変更前）
<p>別紙（特定事業番号：<u>1131(1143、1145)</u>）</p> <p>1．特定事業の名称</p> <p><u>1131(1143、1145)</u> 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>2．当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>(1)講座の開設者 <u>上田情報ビジネス専門学校</u> 所在地：<u>長野県上田市中央3-7-5</u></p> <p>(2)修了認定に係る試験の提供者 <u>財団法人専修学校教育振興会 理事長 鎌谷 秀男</u> 所在地：<u>東京都千代田区九段北4-2-25私学会館別館</u></p> <p>3．当該規制の特例措置の適用の開始の日</p> <p>構造改革特別区域計画認定の日</p> <p>4．特定事業の内容</p> <p>(1)経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 「初級システムアドミニストレータ試験対策講座」(J検併用コース) 別添資料1のとおり。 認定講座の運営者の全てが、この履修計画に基づく講座を運営する。 認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは 独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</p> <p>(2)修了認定の基準 <u>当該認定に係る講座は、経済産業大臣が告示で定める履修項目の一部について、</u></p>	<p>別紙（特定事業番号：1131(1143)）</p> <p>1．特定事業の名称</p> <p>1131(1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>2．当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>JACC（日本CIW普及育成協議会）会長 西川 靖俊 所在地：101-0044 東京都千代田区鍛冶屋町1-5-7 江原ビル5F</p> <p>上田情報ビジネス専門学校 所在地：〒386-8691 長野県上田市中央3-7-5</p> <p>3．当該規制の特例措置の適用の開始の日</p> <p>構造改革特別区域計画認定の日</p> <p>4．特定事業の内容</p> <p>(1)経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 「初級システムアドミニストレータ試験対策講座」(CIW併用コース) 別添資料1のとおり。 認定講座の運営者の全てが、この履修計画に基づく講座を運営する。 認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは 独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</p> <p>(2)修了認定の基準 次の各号に掲げるものを満たすものであること。</p>

別紙（新旧対照表）

新（変更後）	旧（変更前）
<p><u>民間資格を取得するための試験「文部科学省後援情報処理活用能力検定（J検）情報活用試験 1級」を受験し合格することにより認定した者であり、なおかつ当該講座の出席率（80%以上）をもって履修した者に修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。これらの有資格者に対し（3）の規定により当該試験を実施し、財団法人専修学校教育振興会が定める合格基準を満たした者について修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、IPAの定める合格基準を満たした者について修了を認定する。</u></p> <p>（3）修了認定に係る試験の実施方法 <u>修了認定に係る試験問題は、財団法人専修学校教育振興会が作成し、IPAの審査によって認められた問題を使用する。またIPAの審査の結果適切であると認められなかった場合はIPAが提供する問題を使用して実施する。</u> <u>修了認定に係る試験会場は、当該認定講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。</u> <u>当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座修了を認めた者の氏名およびその生年月日に関する情報を、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、経済産業大臣（IPAが試験事務を行う場合にあっては、IPA）に通知するものとする。</u> <u>上記に定める事項のほか、試験実施にあたっては、財団法人専修学校教育振興会が定める「免除対象科目履修講座修了試験実施要項」に沿って講座開設者が試験を実施する。</u></p> <p>（4）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目 一．民間資格の名称：「<u>情報処理活用試験</u>」 二．試験の試験項目：「<u>1級</u>」</p>	<p>一．民間資格試験「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得すること。</p> <p>二．前号に加え、認定講座を7割以上の出席を以って履修した後、修了認定に係る試験を受験し、これに合格すること。なお、当該試験における合格基準点は、経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が情報処理技術者試験の実施に関する事務（試験事務）を行う場合にあっては、IPA。以下同じ）が同意した上で設定されるものとする。</p> <p>（3）修了認定に係る試験の実施方法 次の各号に掲げるものを満たすものであること。 一．修了認定に係る試験の実施日については、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定する。 二．修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定した施設とする。 三．修了認定に係る試験の問題は、JACCが統一して作成したもののうち、経済産業大臣の審査を受け、適切であると認められたものに限り、これを使用する。但し、当該の審査によって適切であると認められなかった場合は、経済産業大臣が提供する問題を利用する。 四．修了認定に係る試験の採点事務は、JACCが行うものとする。 五．当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座修了を認めた者の氏名およびその生年月日に関する情報と当該民間資格の取得を証する写しを併せて、経済産業大臣（IPAが試験事務を行う場合にあっては、IPA）に通知するものとする。</p> <p>（4）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目 一．民間資格の名称：「CIWアソシエイト」 二．試験の試験項目：「CIWファンデーション」</p>

別紙（新旧対照表）

新（変更後）				旧（変更前）					
J 検試験範囲の項目				C I W 試験範囲の項目					
	出題分野		出題項目		出題分野		出題項目		
1	情報と情報の利用	(1)	データと情報	(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト		
		(2)	情報の表現方法			2	インターネット・インフラ		
		(3)	情報の活用、情報処理の手順	(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト		
		(4)	情報の収集と発信			2	Web サービスの利用		
		(5)	情報の管理			3	データ・リサーチ		
2	パソコンを利用したシステム	(1)	パソコンシステムとその環境	(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ		
		(2)	オペレーティングシステム			(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		(3)	ファイルシステム					2	セキュリティ・マネジメント
		(4)	パソコン関連機器とインタフェース					3	セキュリティ・テクノロジー
3	ネットワークの利用	(1)	情報通信ネットワークの概要	4	ファイアウォール	(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		(2)	インターネットを利用するために必要な機器とソフトウェア	2	マネジメント・ナレッジ				
		(3)	モバイルコンピューティング	(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト		
		(4)	ネットワーク上のパソコンの管理			2	ネットワーク・アーキテクチャ		
4	情報ネットワーク社会への対応	(1)	情報ネットワーク社会に関する用語・知識	(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント		
		(2)	(社会におけるコンピュータの利用			2	ネットワーク・テクノロジー		
		(3)	知的財産権	(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ		
5	情報セキュリティ	(1)	ネットワークセキュリティ			2	ネットワーク・デザイン		
		(2)	コンピュータセキュリティ			3	ネットワーク・マネジメント		
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント	(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト		
						2	サービス・コンポーネント		
						3	サービス・コンポーネント		
2	データベース	1	サーバサイド・スクリプト	2	データベース	1	サーバサイド・スクリプト		
								2	データベース

別紙（新旧対照表）

新（変更後）	旧（変更前）																								
<p>5．当該規制の特例措置の内容</p> <p>本特例措置は、当該講座に係る講座の修了を認められた者が、これを認められた日から一年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識および第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。</p>	<table border="1" data-bbox="1131 279 2107 657"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(K)</td> <td rowspan="2">サイト開発の基礎</td> <td>1</td> <td>サイトデザイン・コンセプト</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>HTML</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(L)</td> <td rowspan="4">サイト開発の実践</td> <td>1</td> <td>HTMLコーディング</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>HTMLコーディング</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>HTMLコーディング</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>HTMLコーディング</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(M)</td> <td rowspan="3">サイト開発の応用</td> <td>1</td> <td>ツールの使用</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>拡張言語テクノロジー</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>拡張言語テクノロジー</td> </tr> </tbody> </table> <p>5．当該規制の特例措置の内容</p> <p>本特例措置は、当該講座に係る講座の修了を認められた者が、これを認められた日から一年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識および第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。</p>	(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト	2	HTML	(L)	サイト開発の実践	1	HTMLコーディング	2	HTMLコーディング	3	HTMLコーディング	4	HTMLコーディング	(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用	2	拡張言語テクノロジー	3	拡張言語テクノロジー
(K)	サイト開発の基礎			1	サイトデザイン・コンセプト																				
		2	HTML																						
(L)	サイト開発の実践	1	HTMLコーディング																						
		2	HTMLコーディング																						
		3	HTMLコーディング																						
		4	HTMLコーディング																						
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用																						
		2	拡張言語テクノロジー																						
		3	拡張言語テクノロジー																						

別紙（新旧対照表）

新（変更後）	旧（変更前）
<p>別紙（特定事業番号：<u>1132(1144、1146)</u>）</p> <p>1．特定事業の名称</p> <p><u>1132(1144、1146)</u> 修了者に対する基本情報処理技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>2．当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>(1)講座の開設者 <u>上田情報ビジネス専門学校</u> 所在地：<u>長野県上田市中央3-7-5</u></p> <p>(2)修了認定に係る試験の提供者 <u>財団法人専修学校教育振興会 理事長 鎌谷 秀男</u> 所在地：<u>東京都千代田区九段北4-2-25私学会館別館</u></p> <p>3．当該規制の特例措置の適用の開始の日</p> <p>構造改革特別区域計画認定の日</p> <p>4．特定事業の内容</p> <p>(1)経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 一、「基本情報処理技術者試験対策講座」(J検併用コース) 別添資料2のとおり。 認定講座の運営者の全てが、この履修計画に基づく講座を運営することとし、認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</p> <p>(2)修了認定の基準 当該認定に係る講座は、<u>経済産業大臣が告示で定める履修項目の一部について、</u></p>	<p>別紙（特定事業番号：1132(1144)）</p> <p>1．特定事業の名称</p> <p>1132(1144) 修了者に対する基本情報処理技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</p> <p>2．当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>JACC（日本CIW普及育成協議会）会長 西川 靖俊 所在地：101-0044 東京都千代田区鍛冶屋町1-5-7 江原ビル5F</p> <p>上田情報ビジネス専門学校 所在地：〒386-8691 長野県上田市中央3-7-5</p> <p>3．当該規制の特例措置の適用の開始の日</p> <p>構造改革特別区域計画認定の日</p> <p>4．特定事業の内容</p> <p>(1)経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 一、「基本情報処理技術者試験対策講座」(CIW併用コース) 別添資料2のとおり。 認定講座の運営者の全てが、この履修計画に基づく講座を運営することとし、認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</p> <p>(2)修了認定の基準 次の各号に掲げるものを満たすものであること。</p>

別紙（新旧対照表）

新（変更後）	旧（変更前）
<p><u>民間資格を取得するための試験「文部科学省後援情報処理活用能力検定（J検）情報システム試験 基本スキル」を受験し合格することにより認定した者であり、なおかつ当該講座の出席率（80%以上）をもって履修した者に修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。これらの有資格者に対し（3）の規定により実施し、財団法人専修学校教育振興会が定める合格基準を満たした者について修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、IPAの定める合格基準を満たした者について修了を認定する。</u></p> <p>（3）修了認定に係る試験の実施方法</p> <p><u>修了認定に係る試験問題は、財団法人専修学校教育振興会が作成し、IPAの審査によって認められた問題を使用する。またIPAの審査の結果適切であると認められなかった場合はIPAが提供する問題を使用して実施する。</u></p> <p><u>修了認定に係る試験会場は、当該認定講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。</u></p> <p><u>当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該試験結果に基づいて講座修了を認めた者の氏名およびその生年月日に関する情報を、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、経済産業大臣（IPAが試験事務を行う場合にあっては、IPA）に通知するものとする。</u></p> <p>上記に定める事項のほか、試験実施にあたっては、財団法人専修学校教育振興会が定める「免除対象科目履修講座修了試験実施要項」に沿って講座開設者が試験を実施する。</p> <p>（4）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目</p> <p>一．民間資格の名称：「<u>情報システム試験</u>」</p> <p>二．試験の試験項目：「<u>基本スキル</u>」</p>	<p>一．民間資格試験「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得すること。</p> <p>二．前号に加え、認定講座を7割以上の出席を以って履修した後、修了認定に係る試験を受験し、これに合格すること。なお、当試験における合格基準点は、経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が情報処理技術者試験の実施に関する事務（試験事務）を行う場合にあっては、IPA。以下同じ）が同意した上で設定されるものとする。</p> <p>（3）修了認定に係る試験の実施方法</p> <p>次の各号に掲げるものを満たすものであること。</p> <p>一．修了認定に係る試験の実施日については、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定する。</p> <p>二．修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が指定した施設とする。</p> <p>三．修了認定に係る試験の問題は、JACCが統一して作成したもののうち、経済産業大臣の審査を受け、適切であると認められたものに限り、これを使用する。但し、当該の審査によって適切であると認められなかった場合は、経済産業大臣が提供する問題を利用する。</p> <p>四．修了認定に係る試験の採点事務は、JACCが行うものとする。</p> <p>五．当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該試験結果に基づいて講座修了を認めた者の氏名およびその生年月日に関する情報と当該民間資格の取得を証する写しを併せて、経済産業大臣に通知するものとする。</p> <p>（4）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目</p> <p>一．民間資格の名称：「CIWアソシエイト」</p> <p>二．試験の試験項目：「CIWファンデーション」</p>

別紙（新旧対照表）

新（変更後）				旧（変更前）			
J 検試験範囲の項目				C I W 試験範囲の項目			
	出題分野		出題項目		出題分野		出題項目
1	コンピュータ科学基礎	(1)	数値表現とデータ表現の種類	(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		(2)	数値とデータの表現方法			2	インターネット・インフラ
		(3)	演算と精度	(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		(4)	文字の表現			2	Web サービスの利用
		(5)	その他のデータ表現			3	データ・リサーチ
		(6)	情報と論理	(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
		(7)	基本データ構造			(D)	セキュリティの技術
2	コンピュータシステム	(1)	プロセッサアーキテクチャ	2	セキュリティ・マネジメント		
		(2)	メモリアーキテクチャ	3	セキュリティ・テクノロジー		
		(3)	バスアーキテクチャ	4	ファイアウォール		
		(4)	補助記憶	(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		(5)	入出力アーキテクチャ			2	マネジメント・ナレッジ
		(6)	オペレーティングシステム	(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		(7)	ファイル管理			2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント	(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・テクノロジー			2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント			3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント	(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	サービス・コンポーネント			2	データベース
		3	サービス・コンポーネント				

別紙（新旧対照表）

新（変更後）	旧（変更前）			
<p>5．当該規制の特例措置の内容</p> <p>本特例措置は、当該講座に係る講座の修了を認められた者が、これを認められた日から一年以内に基本情報処理技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識および第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。</p>	(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
	2	HTML		
	(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
	2	HTML コーディング		
	3	HTML コーディング		
	4	HTML コーディング		
	(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
	2	拡張言語テクノロジー		
	3	拡張言語テクノロジー		
		1	ツールの使用	
		2	拡張言語テクノロジー	
		3	拡張言語テクノロジー	